○財務省令第七号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
［略］		［略］	
		評価・換算差額等合計	
		株式引受権	
		［略］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　略］

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　［略］

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　［略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹～㉕　［略］

［２～６　略］

改正前

別表第一（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
［同左］		［同左］	
		評価・換算差額等合計	
		［同左］	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［同左］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑨　同左］

［加える。］

⑩　［同左］

［加える。］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸～㉔　［同左］

［２～６　同左］